

I 平時における地震防災対策

1 施設の安全化対策

高齢者福祉施設の入所者等利用者は、地震発生時に自力での身体の安全確保や避難が困難な障害を持つ場合が多いため、施設の安全対策を実施し、いざという時に備えて施設環境を整備しておくことは、高齢者施設の地震防災対策の中で重要である。

(1) 施設の安全確認

当施設は、昭和 56 年 5 月 31 日以前に建設された建物ではないことから、耐震化対策を講じられた建物ではあるが、耐久性や不燃性などの安全性については、定期的な専門家による施設の安全確認を行うことも必要である。

(2) 落下物・転倒物の対策

施設屋内・外におけるガラス飛散防止対策、備品等の転倒防止、天井からの落下物、安全スペースの確保や情報通信機器の適切な管理、敷地内にある物置等の点検を行う。危険なものには補強して、不要物は除去をして落下物・転倒物の対策を行って備える。

2 必需品の備蓄

大規模な地震が発生した場合には、行政をはじめ防災関係機関も即座に施設への救護活動を実施できない可能性もある。このため、少なくとも最低 3 日間は施設で入所者・通所者や職員の生活が維持できるように、【水・食料・その他必需品】を備蓄する。その際は、利用者の特性を考慮して必要となる食料、資器材をリストアップして備蓄する。なお、施設機能が停止したことにより、利用者の健康状態が悪化する恐れがある。日頃から備蓄しておく食糧については、栄養バランスや利用者の特性に考慮したものが必要である。

(1) 飲料水と生活用水の備蓄

入所施設においては、飲料水のみならず洗濯物やオムツ利用者の清拭等のために大量の水が必要となる。地震発生時には、応急給水活動が実施されるものの、給水範囲は広範囲に及び施設への給水が即座に実施されない可能性もある。この為、飲料水については、1 人 1 日 3 ℓを目安に、3 日分を備蓄しておく必要がある。その他の生活用水については、受水槽の水の有効利用や井戸水などの確保も検討し、断水時に使える水源を確保する。

(2) 利用者の特性に合わせた非常用食料の備蓄

地震発生時の断水・停電・ガス供給停止等に伴い施設内での調理が不可能となる事態が想定される。また、物資の物流が滞り食材の調達が困難になることも予想されるため、施設では少なくとも 3 日分の食糧を備蓄する必要がある。備蓄食料の内容は、利用者の身体特性に応じた食料品の選定を施設で事前検討し、調理が不要なものなどを備蓄しておくことが必要である。

(3) 衛生用品の備蓄

断水や停電により、洗濯や入浴ができない、水洗トイレが使用できない等、衛生面で様々な問題が発生することが予想される。この為、紙オムツやウェットティッシュ等に衛生用品やポータブルトイレ、簡易トイレなど利用者の特性に応じた物品を備蓄しておくことが必要である。

(4) 医療品確保のための備え

入所施設の利用者の中には、常時投薬が必要な慢性疾患を有している人が多くいる。特に、投薬が途切れると生命に関わり、症状のコントロールができないと見込まれる場合には、施設において常に最低 3 日分の医薬品を確保しておく。また、緊急時はどこにいても即座に投薬が継続されるように、利用者各人の投薬に関しての情報を施設内で保管しておくことがある。

(5) エネルギー源確保のための備え

停電時に備えた自家発電装置や自家発電に必要な燃料の備蓄並びにプロパンガス調理器具や薪など、代替えの熱源の確保方策をしておくことが必要である。

3 地震発生時の初動体制

地震が発生する時間帯によっては、少数の職員が地震発生後の防災対応をすべて行わなければならない事態に陥る。この為、入所施設・通所施設いずれの場合にも緊急時における様々な状況を想定し、事前に参集計画等を定める。

(1) 職員の参集等

職員の居住場所や通勤手段を考慮に入れ、地震発生時に施設への駆け付けが可能な職員が何人いるかを把握し、初動期における職員の参集計画を明確に定める。また、震度に応じてどの範囲の職員が自主参集するかという参集ルールを定め、職員が混乱しない参集計画を策定する。

① 昼間に地震が発生した場合

事前に決めてある役割分担組織体制に基づいて、施設長の指示により行動する。

② 早朝又は夜間に地震が発生した場合

早朝・夜間の参集ルールは次表のとおりとする。

参集体制	行動基準	参集人員	連絡体制
待機	施設所在市町村で震度4を記録または県内で震度6弱以上を記録したとき	・当直(夜勤者) 当直職員は、施設長に状況を知らせる	施設長の判断に基づき緊急連絡網により参集を要する場合は、職員へ連絡する。
警戒参集	施設所在市町村で震度5弱を記録したとき	・施設長 ・事務長 ・各主任者 各主任者からの連絡により夜間招集可能な職員	電話・携帯電話等により連絡する。
非常参集	施設所在市町村で震度5強以上を記録したとき	・全員	

(2) 利用者の家族との連絡体制

入所施設では、利用者家族の安否を確認することが、利用者の精神的安定を保つために重要であることから、災害用伝言ダイヤルサービスの利用などの地震発生時の家族と施設間の連絡方法を事前に定め情報収集がしやすいようにする。さらに、地震発生後の家族による一時引き取りの可能性や方法について、各家族と協議しておく。

通所施設においては、利用者が施設にいた場合の引き取り方法をあらかじめ家族との間で協議し、地震発生時の引き取りが混乱しないように台帳を整備する。

4 防災協力と防災訓練

(1) 防災協力

日頃から、職員に対して地震防災についての教育を行うことが必要である。

※テーマの例

- ・「地震及び地震災害についての基礎的な知識」・・・南海トラフ地震の規模、想定される被害など
- ・「施設で行っている地震対策の概要」・・・建物の耐震安全性、食糧・資器材・医薬品の備蓄

地震防災教育の実施は、必要に応じ消防署に相談し協力を得ながら行う。

(2) 防災訓練

地震防災訓練は、毎年1回次に掲げる項目に基づいて、訓練を実施する。

- ・地震が発生した場合における利用者及び職員の対処方法
- ・初期消火活動
- ・出口確保
- ・通路の安全確認
- ・施設での防災本部の設置
- ・施設の安全点検・情報伝達
- ・本部長の各班に対する指揮指導・避難行動判断

また、訓練の結果を受け施設での災害対策は、必要に応じて見直しを行う。施設を取り巻く環境の変化に対応したより効果の上がるものに見直ししていく。

(3) 地域防災協力隊員を招いての防災訓練

地域との連携・協力は、地震発生時や復旧時に極めて有効であることから、施設で行う防災訓練に参加を頂き地震時の迅速な避難行動・救助活動などの連携の取り方などの事前対策を講じておく。